

平成24年度浜松市委託事業「高齢消費者被害防止啓発事業」



詳細省略版

実施報告書

平成25年1月

特定非営利活動法人 ねっとわあくアミダス



もくじ

はじめに 「高齢消費者被害防止啓発事業」について	… 3
1. モデル地区の募集	… 4
2. 事業実施の計画と進捗	… 4
3. モデル地区の決定	… 5
4. 活動内容の決定方法	… 5
5. 実施した活動内容(概要)	… 6
6. 他の団体との協働	… 7
7. 事業の成果	… 8
8. 実施上の課題	… 8
9. 活動の詳細	
■ 高齢者サロン(南区・渡瀬)	… 9
■ 高齢者サロン大会(東区・長上)	… 10
■ 高齢者交流会(北区・三方原校区)	… 11
■ 老人クラブ連合会総会(西区・神久呂)	… 12
■ 北部公民館まつり(中区・葵高丘)	… 13
■ 高齢者交流会(北区・初生校区)	… 14
■ 春野見守り講座(天竜区・春野)	… 15
■ ふれあいウォーク(中区・葵高丘)	… 16
■ 長上公民館まつり(東区・長上)	… 17
■ シニアの集い(西区・神久呂)	… 18
■ 消費者被害啓発講座(浜北区・内野台)	… 19
■ はるの産業まつり(天竜区・春野)	… 20
■ 高齢者交流会(北区・豊岡校区)	… 21
■ 三方原公民館まつり(北区・三方原)	… 22
■ 高齢者お楽しみ会(中区・葵高丘)	… 23
アンケート調査	… 24
実施要領	… 25
アンケート結果	… 25
回答者プロフィール	… 25
Q1: 過去3年間での被害経験	… 26
Q2: 被害の種類	… 26
Q3: 被害金額	… 27
Q4: 相談先	… 27
Q5: 相談しない理由	… 28
Q6: 被害対策案	… 28
アンケートの項目(アンケート用紙)	… 29
付属資料	… 31
モデル地区募集要項	… 32
実施企画書(中区の例)	… 36
啓発用のチラシやグッズ	… 39

はじめに

「高齢消費者被害防止啓発事業」について

高齢者を狙った悪質商法はますます多様化、巧妙化し、高齢者からの消費生活相談の件数と割合は毎年増加しています。

このような状況で高齢者の消費者被害を防止するためには、ふだん高齢者を見守る側にいる人たちを交えた、地域ぐるみの取り組みが必要です。

この事業は、浜松市内7区ごとにモデル地区を定め、地域住民、民間の福祉関係者及び行政が協働し、創意工夫して効果的な啓発活動を実施することにより、高齢者の消費者被害を減らすことを目的として実施されました。

今回、特定非営利活動法人ねっとわあくアミダスは、浜松市から本事業の委託を受け、ここで得られた成果について本報告書で明らかにすることで、今後の市内他地域での取り組みに活かされることを期待するものです。

1. モデル地区の募集

浜松市内各区の地区社会福祉協議会(以下地区社協と略称)を活動基盤として事業を実施する方針としたので、年度初の浜松市社会福祉協議会主催の地区社協全体会議にて実施要領および募集要項を説明し、モデル地区を4月20日より募集していくことを説明し了解をいただいた。

- ・地区社会福祉協議会全体会議
- ・2012年4月5日 13:30～ 浜北文化センター3階大会議室
- ・説明資料の内容項目(詳細は付属資料参照)
 - 事業の概要
 - 応募資格、募集団体数
 - 募集期間
 - 申込方法
 - モデル地区の決定
 - モデル地区の活動イメージ
 - 事業スケジュール

2. 事業実施の計画と進捗(結果)

各区の地区社協内で調整した上での応募形式をとったが、実際に地区から応募があったのは2つの区のみだったため、その他のモデル地区の決定にやや時間を要した。残りの区については市からの直接的な働きかけによって決定することができた。

決定地区の多くは、既に年度計画が組まれており、途中からの企画持ち込みには時期や内容の調整に難しさがあったため予定していた時期からずれ込んだが、各地区社協、自治会の方々には趣旨に大いに賛同いただき、実施についてはほぼ計画通りの期限で執り行うことができた。

計画			結果
時期	項目	内容	
4月20日	モデル地区募集開始	対象は地区社会福祉協議会	4月20日
4月～5月	事業説明(随時)	区単位の地区社協連絡会等において説明	6月
5月31日	モデル地区募集締切	(※応募はメールまたはFAXで)	5月31日
6月上旬	モデル地区決定	各区1地区、市内で合計7地区	6月下旬
6月中旬	7地区の調整	実施時期など	6月下旬～8月
7月～12月	事業実施	地区ごとに順次	9月～12月
1月	結果取りまとめ	実施報告書を作成	1月末

3. モデル地区の決定

地区社協からの応募、および市くらしのセンターからの働きかけによって、次のように決定した。
 浜北区のみ地区社協との調整が間に合わず、自治会に協力いただいて実施することとなった。

区	実施地区	地区社協	代表者	事務局
中区	葵・高丘	葵・高丘地区社会福祉協議会	会長 北村 八	阿部貞恵子
東区	長上	長上地区社会福祉協議会	会長 玉木澄男	袴田 潤
西区	神久呂	神久呂地区社会福祉協議会	会長 伊藤昭一	伊藤昭一
南区	飯田	飯田地区社会福祉協議会	会長 吉松忠義	矢田清壹
北区	三方原	三方原地区社会福祉協議会	会長 本間一則	小倉一夫
浜北区	内野台	内野台自治会	会長 野中和雄	野中和雄
天竜区	春野	春野地区社会福祉協議会	会長 渡邊恒範	鈴木 誠

4. 活動内容の決定方法

活動時期、活動内容については、事前に準備した各地区毎に作成した実施企画書に基づいて以下のように各地区社協、自治会と複数回の協議を重ねて決定することができた。

区	地区社協	調整会議実施日
中区	葵・高丘地区社会福祉協議会	6月20日、8月29日
東区	長上地区社会福祉協議会	6月23日、7月4日、7月19日、9月5日
西区	神久呂地区社会福祉協議会	8月8日、9月3日
南区	飯田地区社会福祉協議会	8月1日
北区	三方原地区社会福祉協議会	7月18日、8月9日、8月31日
浜北区	内野台自治会	8月9日、9月12日
天竜区	春野地区社会福祉協議会	6月27日、8月2日、9月7日

各実施企画書は以下の項目で構成されており、事前打ち合わせではこれらの各項目について逐一検討が行われ、その地域の特性や事情に合わせて追加修正され、関係者合意の元で決定された。

多くの事前会議は、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター、市役所、受託団体(ねっとわあくアミダス)など参加団体関係者が一同に会して行うことができた。

実施企画書の内容項目

- ・ 企画の概要
- ・ 本事業の趣旨
- ・ 参加団体
- ・ イベントの詳細
- ・ 活動スケジュール
- ・ 活動スタッフ
- ・ 活動分担
- ・ 費用負担
- ・ 受託団体の概要

実際の企画書は、付属資料を参照のこと(中区の例)

5. 実施した活動内容（概要）

活動内容の主なものは以下の活動の単独、あるいは組み合わせで実施した。

何れの活動も各地区で計画されている既存のイベントに便乗や併設させていただくことで事前認知や動員や集客のし易さを得ることができた。（浜北区のみは例外的に啓発活動のみを目的とする本事業の独自イベントとなった。）

① 消費者被害防止啓発用のグッズの配布

公民館まつりなど各地区で計画されている多数の市民が集まるような既存イベントに便乗する形式での実施が主となった。

配布物は、簡単なチラシ、啓発文言入りのティッシュ、見守り側に対しては専用のパンフレット（付属資料参照）

② 消費者被害防止関連のぼり旗によるイベント会場等での啓発

公民館まつり、ウォークラリー会場等の主に屋外のイベント会場で目立つように掲げて啓発を実施した。

③ 消費者被害防止に関する寸劇やコントなど

高齢者の食事会、お楽しみ会、敬老会など既存のイベントに便乗し、約30分程度の時間の中で寸劇やコントを実施した。出演協力は、森町の劇団「えーら」、浜松市消費者団体、および地域包括支援センターのメンバー。実際の被害状況を再現するようなストーリーを1、2行い、ミニ講座や替え歌を加えるような工夫をした。

④ 消費者被害に関するアンケート調査

アンケートは回収のし易さや記入を助ける意味から直接会場で説明しながら記入してもらう形式とした。内容を説明すること自体に啓発の意味があると捉え、サンプルの分散度よりも高齢者が記入しやすいイベントを選択して設定した。結果的には高齢者サロンや①のイベントと平行して実施するケースが多くなった。

⑤ 消費者被害に関する講演会

見守り側に対する啓発講座を、天竜区のみで実施した。

講師は、浜松市くらしのセンター伊藤所長にお願いし、実物の資料などを見せながら現実味のある講演を行うことができた。

⑥ 消費者被害に関するビデオ（DVD）の放映

浜松市所有の啓発ビデオライブラリーから高齢消費者被害関連のもの3本を選択し、イベント（公民館まつり）会場の休憩室で適宜連続的に放映した。会場はスペースが限られており、昼食時に見てもらったケースが多かったが来場者は限定された。

(活動の一覧)

日程	時間	地区	実施会場	イベント名	参加者	活動内容			
						チラシ、グッズ	アンケート	寸劇	その他
9月4日	13時～15時	南区・渡瀬	渡瀬公会堂	高齢者サロン	30	○	○		
10月10日	13時～15時	東区・長上	長上公民館	高齢者サロン大会	120	○			
10月22日	10時～12時	北区・三方原校区	三方原公民館	高齢者交流会	46	○	○	○	
10月23日	10時～12時	西区・神久呂	神久呂公民館	老人クラブ連合会総会	100	○		○	
10月27日	9時～15時	中区・葵高丘	北部公民館	北部公民館まつり	250配布	○			
10月28日	9時～14時				700配布	○			
11月5日	10時～12時	北区・初生校区	初生南公民館	高齢者交流会	13+スタッフ	○	○	○	
11月7日	19時～20時	天竜区・春野	春野協働センター	春野見守り講座	70	○			講演会
11月10日	9時～12時	中区・葵高丘	花川運動公園	ふれあいウォークラリー	70+30(子供)	○			
11月10日	9時～14時	東区・長上	長上公民館	長上公民館まつり	250配布	○	○		DVD放映
11月11日	9時～12時				200配布	○	○		DVD放映
11月14日	13時半～15時	西区・神久呂	神原会館	シニアの集い	35	○	○	○	
11月17日	10時～11時	浜北区・内野台	コミュニティ会館	消費者被害啓発講座	100	○	○	○	
11月17日	10時～12時	天竜区・春野	春野協働センター	はるの産業まつり	150配布	○			
11月18日	9時～12時				850配布	○		○	
11月26日	10時～12時	北区・豊岡校区	三方原公民館	高齢者交流会	40	○	○	○	
12月9日	9時～16時	北区・三方原	三方原公民館	公民館まつり	800配布	○			
12月22日	10時～12時	中区・葵高丘	北部公民館	高齢者お楽しみ会	100	○	○	○	

ここに挙げた活動については 9. で逐一詳細を紹介しているので参照のこと。

6. 他の団体との協働

地区社協、自治会をベースに啓発活動は組み立てられたが、5. の活動にも各地区の地域包括支援センターや老人会等の協力をいただいた。特に地域包括支援センターの方々には寸劇、チラシや啓発グッズの配布の具体的活動にもご協力いただいた。また、5. の主要活動の他にこれらの協力団体による以下のような各種啓発活動も併行して実施いただいた。

地区	日程	イベント	参加者数	協力団体
中区・葵高丘	11月10日	家族介護講座で見守りパンフ配布	70	地域包括支援センター和合
東区・長上	7月号	地区社協だよりへの啓発記事掲載	配布	長上地区社協
	10月～11月	高齢者サロンでの啓発と配布	120	地域包括支援センターさぎの宮
西区・神久呂	9月17日	敬老会での啓発グッズ配布	1700	4町の自治会、敬老会
	11月～	老人会定例会などでの啓発とアンケート調査	200	地域包括支援センター和地
南区・飯田	11月18日	ふれあいネット飯田/グッズ配布	300	飯田地区社協
	9月～	高齢者宅訪問時に啓発グッズ配布	20	地域包括支援センター芳川
北区・三方原	10月22日	元気はつらつ事業の中でのチラシ配布	200	地域包括支援センター三方原
浜北区・内野台他	10月	啓発パンフレットの自治会回覧	130部回覧	内野台自治会
	11月	在宅サービス宅への啓発グッズ配布	200	地域包括支援センター浜北
	11月	施設利用者への啓発グッズ配布	30	社会福祉法人きじの里
天竜区・春野	9月～11月	高齢者サロンでの啓発と配布	150	地域包括支援センター天竜
	11月11日	給食サービス利用者への啓発とアンケート調査	100	春野地区社協、給食ボランティア

7. 事業の成果

活動内容	数量(約)
啓発チラシ配布数	7,500
啓発グッズ配布数	7,500
見守りパンフレット配布数	500
アンケート有効回答数	850
寸劇・コント動員数	550
啓発講座受講者数	100
DVD鑑賞者数	300

8. 実施上の課題

○啓発チラシやグッズの配布

- ・ 既存イベントへの来場者は多いもののすぐには興味を持ってもらえず受け取ってもらえないケースも多かった。また、何の活動か分かりにくく説明に時間を要して、手間の割りに配布数が思いのほか伸びなかった。
- ・ 公民館まつりなどは来場者の手荷物が多くてチラシなどを受け取ってもらうことが難しい場合も多かった。
- ・ 屋外イベントの場合、やり方や効果が天候に大きく左右された。

○寸劇・コント

- ・ 既存のイベントとの調整が難しく断念するケースも発生した
- ・ 劇団の予定との調整に手間取った
- ・ 複数組織の共同出演を試みたが内容調整が十分にできなかった
- ・ 体育館やホールなど大きな会場の場合は声が通りにくい(マイクが不足で使えない)
- ・ 啓発にはやや時間が足りない感があったが、既存イベントへの便乗からやむをえない面もある

○アンケート

- ・ 説明時間が十分取ることができず、記入漏れも結構多かった
- ・ 用語がすぐに理解できないケースもあるようだった
- ・ 調査サンプル数が十分取れなかった

○その他

- ・ 見守り側への講座は聴く側も熱心でとても有意義だった

9. 活動の詳細

…省略…

アンケート調査

悪質商法の被害状況を確認すること、およびアンケートをもらうこと自体が啓発につながるとの認識から比較的簡単なアンケート調査を、主に高齢者を対象として実施した。

活動内容が地区毎に様々に異なることや、高齢者からの回収に困難が伴うことなどから、サンプルの分布の片寄りやサンプル数そのものの不足があるために、統計的精度に課題が残るが、あくまで参考値として結果を添付する。

調査期間： 2012 年 9 月～12 月

調査対象： モデル地区在住の高齢者

調査方法： 内容説明の直後に一斉記入してもらい即時回収する。無記名選択式。

調査を行った主なイベントは以下のとおり

日程	地区	実施会場	イベント名
9月4日	南区・渡瀬	渡瀬公会堂	高齢者サロン
10月22日	北区・三方原校区	三方原公民館	高齢者交流会
11月5日	北区・初生校区	初生南公民館	高齢者交流会
11月10、11日	東区・長上	長上公民館	長上公民館まつり
11月11日	天竜区・春野	春野協働センター	給食ボランティア
11月14日	西区・神久呂	神原会館	シニアの集い
11月17日	浜北区・内野台	コミュニティ会館	消費者被害啓発講座
11月26日	北区・豊岡校区	三方原公民館	高齢者交流会
12月22日	中区・葵高丘	北部公民館	高齢者お楽しみ会

有効回答者数： 838 人

以下アンケート結果のまとめを報告する

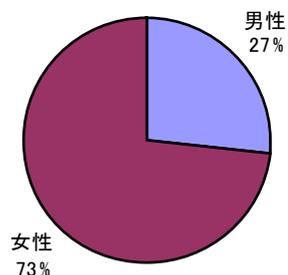
■回答者プロフィール

年齢

～49	50～59	60～69	70～79	80～	合計
27	23	186	303	293	838

性別

男性	女性	合計
218	587	838

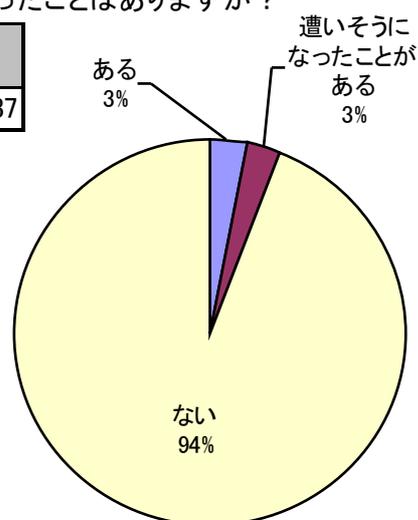


居住区

中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	合計
81	229	88	201	98	54	84	838

■ Q1: 過去3年間に、あなたやご家族が消費者被害に遭ったことはありますか？

ある	遭いそうになったことがある	ない	合計
25	23	784	837



■ Q2: 被害の内容は？ (複数回答可)

選択肢	人数
1 食品	7
2 健康食品・サプリメント	6
3 生活用品	5
4 浄水器	1
5 ふとん類	5
6 消火器	3
7 火災報知機	0
8 家電製品	3
9 衣料品	0
10 医療健康器具	3
11 化粧品	4
12 美容器具	1
13 教養娯楽品	0
14 資格、学習教材	0
15 新聞、図書	1
16 掛軸など宝飾品	0
17 自動車、乗り物	0
18 不動産	1
19 太陽光発電システム	2
20 墓地・霊園・墓石	0
21 その他	4
22 クリーニング	0
23 レンタルサービス	0
24 借家・賃貸アパート等	0
25 家屋等の修理・リフォーム工事	5
26 物品の修理サービス	0
27 生命保険、損害保険等	1
28 預貯金・証券	3
29 未公開株・社債・ファンド等	3
30 クレジット、サラ金、闇金	1
31 電話関連サービス	2
32 インターネット関連サービス	0
33 学習塾など教育サービス	0
34 資格・教養講座	0
35 旅行サービス	0
36 エステなど美容サービス	1
37 老人福祉サービス	1
38 冠婚葬祭互助会	1
39 その他	0
40 架空請求	4
41 オレオレ詐欺、還付金	5
合計	73

(具体的な被害状況)

息子を名乗る人から電話場号が変わったとTelがある。おかしいと思い息子に確かめて判った。
りんごの訪問販売で高いものを買ってしまった
訪問販売で味噌を売りにきた。大きい樽を持ってきて、断ると徐々に小さい物を持ってきた。
店で安いミシンを注文、届けてもらうときに高額な物を持ってきたが良さそうだったので買ってしまった。
電話勧誘
若い人がやってきて福祉のために新タイプのゾーキンを買ってほしいと言われて少し高いと思いつつ
携帯電話の代金請求がハガキできました。無視しました。
息子と名乗る者から相談したいことがあると電話。声が違うのでお前だれだと言ったら切ってしまった
ふとんの洗濯は自宅ではできない。特殊な方法でしないと羽毛ふとんはだめになってしまうから専門家に任せなさいといわれお願いしてしまった。3万円ほど支払った。
息子の名前で電話してきて妊娠させたので夫が怒っている。裁判にしないために130万円いる。
消火器6本97000~98000円
人を集めて説明して買う契約をされた。クーリングオフをした。2回ほどあった。
海産物 一万円の代金に対して2,3千円程度のもの
マッサージ器
不審電話あり(健康食品)
電話あり、警察官と名乗り電話あり、上手に断った
電話はある
電話はよくかかってくる
エアコンの清掃を安くやってくれた、その後で自宅でも使えるスチームジェットのクリーナーを売りつけられローンを組んで購入してしまった
りんご
株券
パフレット送りつけ、後日届いたか電話があった。どうして私の電話を知っているのか？
又その件で別の取り締まり機関だという所からその件について電話があり(私の電話番号を知っている)そこから何か言ってきたら知らせて下さいと言われた(不思議)かからなかった。興味ありませんと断ったらおこって毎日電話するからなとすごまれた。
電話の営業で父がカニを買ったところ、かなり質の悪いものが送られてきた
訪問、長時間いすわられた
被害はなし
TELだけ
被害にあわないが、ひつこく電話があり、たずねてくるといいだした。
金の不用品がないかと家に来た。被害はない。
犬
犬

■Q3: 被害金額はどのくらいでしたか？

1	(1) 1万円未満	4
2	(2) 1~50万円未満	11
3	(3) 50~100万円未満	3
4	(4) 100~500万円未満	2
5	(5) 500~1,000万円未満	0
6	(6) 1,000万円以上	0
7	(7) お金は払っていない	5
8	(8) 分からない	0

■Q4: どこかに相談されましたか？

1	相談した	9
2	相談しない	17

(相談した場合の相手 : 複数回答可)

1 配偶者	2
2 親または子	3
3 その他の親族	0
4 友人・知人	3
5 民生委員	1
6 自治会長・役員等	1
7 ヘルパー・ケアマネージャー	1
8 市役所・区役所等	0
9 警察署	5
10 消費生活センター(くらしのセンター)	0
11 その他	0

■Q5: 相談しなかった理由は?(複数回答可)

1. 自分で解決できると思ったから	2
2. 被害額が少なかったから	3
3. 面倒だったから	3
4. 解決には時間やお金がかかると思ったから	0
5. 相手方と揉め事になったり、トラブルが大きくなったりするのが嫌だったから	4
6. 被害を知られたくなかったから	2
7. 相談しても解決しないと思ったから	0
8. どこに相談したらよいのか分からなかったから	3
9. その他	1
10. 特に理由はない	1

■Q6: 被害対策は?(複数回答可)

1. さまざまな悪質商法や、その対処方法に関する知識を身につける	12
2. 身近に相談できる人がいる環境をつくる	8
3. 相談窓口のPR	6
4. 行政による啓発活動を増やす	6
5. 悪質業者への取締りを強化する	14
6. その他	0

■アンケートの項目(実際のアンケート用紙)

(表)

消費者被害の実態調査

このアンケート調査は、浜松市の委託事業である高齢消費者被害防止啓発事業の一環として実施するもので、実際の被害状況を確認させていただくとともに、地域での被害防止啓発の一助とするものです。
結果は、統計的に処理され、個別データが公表されることはありません。

回答者
 年代 1. 50歳未満 2. 50歳代 3. 60歳代 4. 70歳代 5. 80歳以上
 性別 1. 男性 2. 女性
 居住地域 1. 中区 2. 東区 3. 西区 4. 南区 5. 北区 6. 浜北区 7. 天竜区

Q1 過去3年間に、あなたやご家族が「消費者被害(※商品・サービスの購入や解約に関するトラブル)」に遭ったことはありますか？
 1. ある 2. 遭いそうになった事がある 3. ない → これで回答は終わりです

Q2 どのような被害に遭いましたか？ あるいは遭いそうになりましたか？(当てはまるものすべてに○を)

被害の内容は？

商品	サービス
1. 食品	22. クリーニング
2. 健康食品・サプリメント	23. レンタルサービス
3. 生活用品	24. 借家・賃貸アパート等
4. 浄水器	25. 家屋等の修理・リフォーム工事
5. ふとん類	26. 物品の修理サービス
6. 消火器	27. 生命保険、損害保険等
7. 火災報知機	28. 預貯金・証券
8. 家電製品	29. 未公開株・社債・ファンド等
9. 衣料品	30. クレジット、サラ金、闇金
10. 医療健康器具	31. 電話関連サービス
11. 化粧品	32. インターネット関連サービス
12. 美容器具	33. 学習塾など教育サービス
13. 教養娯楽品	34. 資格・教養講座
14. 資格、学習教材	35. 旅行サービス
15. 新聞、図書	36. エステなど美容サービス
16. 掛軸など宝飾品	37. 老人福祉サービス
17. 自動車、乗り物	38. 冠婚葬祭互助会
18. 不動産	39. その他()
19. 太陽光発電システム	不当請求
20. 墓地・霊園・墓石	40. 架空請求
21. その他()	41. オレオレ詐欺、還付金詐欺等

契約した方法は？

A) 店舗販売(お店に向いて契約)
 B) 訪問販売(販売員が来訪して契約)
 C) 電話勧誘販売(電話で勧誘されて契約)
 D) 通信販売(雑誌・テレビ・インターネットなどを見て契約)
 E) インターネットオークション
 F) 連鎖販売取引・マルチ商法(友人・知人等に勧誘されて会員になり契約)

具体的にはどんな被害で

(例)
 電話勧誘で強引にカーを買わされた
 身に覚えのないサイト利用料の請求 など

平成 24 年度浜松市高齢消費者被害防止啓発事業 (受託者 NPO 法人 ねっとわあくアミダス)

(裏)

Q3 被害金額はどのくらいでしたか？

- (1) 1万円未満 (2) 1～50万円未満 (3) 50～100万円未満 (4) 100～500万円未満
(5) 500～1,000万円未満 (6) 1,000万円以上 (7) お金は払っていない (8) 分からない

Q4 これまで、消費者被害に遭った際、どこかに相談されましたか？

1. 相談した → 誰に(どこに)相談しましたか？(当てはまるものすべてに○を)

- 1.配偶者 2.親または子 3.その他の親族
4.友人・知人 5.民生委員 6.自治会長・役員等
7.ヘルパー・ケアマネージャー 8.市役所・区役所等
9.警察署 10.消費生活センター(くらしのセンター)
11.その他(誰に)

2. 相談しなかった →

Q5 相談をしなかった理由を教えてください。(当てはまるものすべてに○を)

1. 自分で解決できると思ったから
2. 被害額が少なかったから
3. 面倒だったから
4. 解決には時間やお金がかかると思ったから
5. 相手方と揉め事になったり、トラブルが大きくなったりするのが嫌だったから
6. 被害を知られなくなかったから
7. 相談しても解決しないと思ったから
8. どこに相談したらよいのか分からなかったから
9. その他()
10. 特に理由はない

Q6 消費者被害を減らすためには、どのようなことが必要だと思いますか？(当てはまるものすべてに○を)

1. さまざまな悪質商法や、その対処方法に関する知識を身につける
2. 身近に相談できる人がいる環境をつくる
3. 相談窓口のPR
4. 行政による啓発活動を増やす
5. 悪質業者への取締りを強化する
6. その他

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

平成 24 年度浜松市高齢消費者被害防止啓発事業 (受託者 NPO 法人 ねっとわあくアミダス)



連絡先

特定非営利活動法人 ネットわあくアミダス

(代表者) 理事長 脊古光子
(住所) 〒435-0048 浜松市東区上西町 1270 友愛会館内
(電話&FAX) 053-464-8150
(Eメール) min9@giga.ocn.ne.jp
(ホームページ) <http://www17.ocn.ne.jp/~amidasu/>